

# 奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱

## 第1 目的

この要綱は、奈良県（奈良市を除く。）における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び新奈良県廃棄物処理計画（平成25年3月策定。以下「廃棄物計画」という。）に基づく産業廃棄物処理対策を推進するため、産業廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）の産業廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）の作成に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正処理の確保及び発生抑制・減量化・リサイクル（以下「減量化」という。）の推進に資することを目的とする。

## 第2 多量排出事業者

知事が処理計画作成を指示する多量排出事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 県内（奈良市を除く。以下同じ。）に前年度の産業廃棄物総発生量が500トン以上の事業場を有するもの。
- (2) 建設業を営むもの（資本金が4千万円以上のものに限る。）であって、県内で工事を行うもの。
- (3) 特別管理産業廃棄物を発生する事業場を県内に有し、当該事業場の前年度の特別管理産業廃棄物総発生量が、50トン以上のもの。（ただし医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院のうち許可病床数が150床以上のものを含む。）

## 第3 多量排出事業者の責務

多量排出事業者は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 産業廃棄物の適正管理  
産業廃棄物の発生量及び性状を的確に把握し、発生から処分までの全ての過程が常に適正に維持されるよう管理体制の整備・充実を図ること。
- (2) 産業廃棄物の減量化の推進  
産業廃棄物の再生利用、中間処理等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売又は工事等に際し産業廃棄物の発生を極力抑制するよう努めること。

## 第4 処理計画作成

- (1) 多量排出事業者は、前項の事項を積極的かつ計画的に推進するために事業場ごとに毎年（4月1日から翌年の3月31日まで）処理計画を策定するものとする。  
なお、建設業を営むものにあつては、事業場を管理している支店、営業所又は本社ごとに処理計画を作成すること。
- (2) 多量排出事業者は、廃棄物計画に定める産業廃棄物最終処分量の減量化目標を達成するために必要な計画を策定するものとする。

## 第5 処理計画の提出

多量排出事業者は、当該年度の6月30日までに、次の事項を記載した産業廃棄物処理計画書（第1-1号様式）又は特別管理産業廃棄物処理計画書（第1-2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 計画期間
- (3) 現に行っている事業に関すること
- (4) 処理に係る管理体制に関すること
- (5) 排出の抑制に関すること
- (6) 分別に関すること

- (7) 自ら行う再生利用に関する事
- (8) 自ら行う中間処理に関する事
- (9) 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事
- (10) 処理の委託に関する事

#### 第6 実施の状況の報告

多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日から当該年の3月31日までの1年間の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理に関し、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（第2-1号様式）又は特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（第2-2号様式）を知事に提出するものとする。

#### 第7 計画及び実施の状況の公表

多量排出事業者のうち、前年度の発生量が産業廃棄物にあつては1000トン以上、特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上のものが提出若しくは報告した計画及び実施の状況については、県廃棄物対策課ホームページにおいて公表することとする。

#### 第8 情報提供、指導、助言等

知事は、多量排出事業者に対し、この要綱の目的を達成するために必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### 第9 その他

- (1) 処理計画書及び実施状況報告書は、奈良県の廃棄物対策課に1部提出することとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年度分の産業廃棄物処理計画書については、第6の(1)の規定に関わらず、平成13年2月末までに提出すること。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。